

令和4年度「インバウンド・リスタート事業」実施要綱

(趣旨)

第1条 公益社団法人熊本県観光連盟会長（以下「会長」という。）は、インバウンド需要の早期回復を図るため、県内宿泊事業者が海外の実店舗を持つ旅行会社（TTA）及び国内外のランドオペレーター（以下「旅行会社等」という。）に対し、通常の宿泊プランに特典（以下「インセンティブ」という。）を上乗せした宿泊プランをセールスする場合に、インセンティブに係る経費を予算の範囲内において、本要綱に定めるところにより支援する。

(事務取扱者)

第2条 本事業は、公益社団法人熊本県観光連盟（以下「連盟」という。）が事務の取扱いを行う。

(支援対象事業者)

第3条 本事業の支援の対象となる宿泊事業者（以下、「支援対象事業者」という。）は、次の各号に全て該当する宿泊事業者とする。

- (1) 熊本県旅館業法施行細則又は熊本市旅館業施行細則に基づく旅館業許可証の交付を受けていること。
- (2) 旅行会社等に自社で積極的にセールス（オンライン等）ができること。
- (3) 熊本県、公益社団法人熊本県観光連盟及び地元の観光協会等と事業進捗等の情報共有を行うことができること。
- (4) 「くまもつと感染防止取組宣言」に取り組むこと。
- (5) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団密接関係者ではないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業ではないこと。
- (7) 事業者等の福利厚生施設等で特定人を宿泊させる施設（保養所、研修所、合宿所、寄宿舎等の名称の如何を問わない）ではないこと。
- (8) 老人福祉法に定める老人福祉施設、有料老人ホームや、介護保険法に定める介護保険施設等において付帯する宿泊施設等でないこと。

(支援対象経費)

第4条 本事業の支援の対象は、支援対象事業者が、訪日旅行商品の造成を行う旅行会社等から効果的に誘客できると判断するインセンティブに係る経費とする。

なお、インセンティブを上乗せした宿泊プランのセールス先は、支援対象事業者が予め選定した最大10社までの旅行会社等に限る。

(対象期間)

第5条 当事業の支援の対象となる期間は、原則として、2022年4月以降、観光を目的とした訪日旅行の受け入れが再開された日から令和5年3月10日までに宿泊されたものを期間とする。

(支援金額)

第6条 本事業の対象となる支援額については、支援対象事業者が予め選定した旅行会社等から誘客し、かつ、支援対象事業者の熊本県内の施設に宿泊した訪日外国人

旅行者1人1泊当たり2千円（定額）とする。

ただし、阿蘇くまもと空港発着便（チャーター便含む）を活用した旅行商品については、入国便（到着便）が午後到着の場合は、当日の宿泊分を対象外とし、帰国便（離陸便）が午前出発の場合は、帰国前日の宿泊分を対象外とする。

（本事業への参加申込み）

第7条 本事業への参加を希望する支援対象事業者は、次の書類を会長に提出しなければならない。

[提出書類]

- (1) 参加申込書（様式第1号及び別紙「過去3年間の外国人延べ宿泊者数の実績」）
- (2) 旅行会社等にセールスする予定のインセンティブ内容が確認できる書類（通常宿泊プランとの比較ができる提案書、価格表など）

※当該書類には、以下を表記することとする

[表記内容（フォント、表記場所は任意）]

①令和4年度「インバウンド・リスタート事業」特別プラン

②提案する旅行会社等の宛名

- (3) その他会長が必要と認めるもの

[提出先]

公益社団法人熊本県観光連盟「インバウンド・リスタート事業」事務局

住 所 〒862-0950

熊本市中央区水前寺6丁目5-19 熊本県庁会議棟1号館3階

電 話 096-382-2660

F A X 096-382-2663

[提出期限]

公募要領に定める期日まで

（支援対象事業者、支援上限額の決定）

第8条 会長は、参加申込みを行った支援対象事業者から提出された書類を審査のうえ、本事業への参加の可否及び支援上限額を決定し、支援対象事業者に通知することとする（様式第2号）。

（支援金の請求）

第9条 支援対象事業者は、支援金の請求に際し、前条の上限額の範囲内で、次の書類を会長に提出しなければならない。

[提出書類（以下の書類を郵送で提出すること）]

- (1) 請求書（様式第3号）
- (2) 実績報告書（様式第4号）
- (3) 選定した旅行会社等からの送客があったことを証する書類（顧客名が入った予約確定表の写しなど）
- (4) 選定した旅行会社等が本事業に係る旅行商品を販売したことを証する書類（旅行行程が入った旅行会社のWEBサイトの写し、チラシなど）
- (5) 宿泊した旅行者にインセンティブを付与したことを証する画像（当日の写真等）

[提出先]

公益社団法人熊本県観光連盟「インバウンド・リスタート事業」事務局

住 所 〒862-0950

熊本市中央区水前寺6丁目5-19 熊本県庁会議棟1号館3階

電 話 096-382-2660

F A X 096-382-2663

[提出期限]

令和5年3月25日まで

(支援金の支払い)

第10条 会長は、支援対象事業者から前条による支援金の請求があった場合は、速やかに請求内容を確認し、審査しなければならない。

2 会長は、適正な請求書を受理した日から、30日以内に支援対象事業者に支援金を支払うものとする。

(書類の管理)

第11条 支援対象事業者は、支援金にかかる経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理の下に、5年間保存しなければならない。

(状況報告及び調査)

第12条 会長は、必要に応じて、支援対象事業者から本事業について報告を求め、又は調査することができる。報告及び調査に協力できない場合、又は調査した内容と請求内容に整合性がとれない場合は、既に交付した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(参加申込内容等の変更)

第13条 支援対象事業者は、第8条の規定による通知を受けた後、参加申込内容等について変更事由が生じたとき、又は支援上限額に減額が生じたときは、変更申請書に変更内容を添えて会長に提出しなければならない。(様式第5号)

2 会長は、前項の規定により変更申請書の提出があった場合において、当該変更申請書に係る変更の内容等が適正であると認めたときは、その承認をすることができる。この場合において、支援上限額の減額変更を必要とするときは、支援上限額の変更決定をするものとする。

3 第8条及の規定は、前項の変更の承認及び変更決定について準用する。

(参加の取下げ)

第14条 支援対象事業者は、第8条の規定による通知を受けた場合において、その後の事情の変更により必要が生じたときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、本事業の参加決定は、なかったものとみなす。

(交付決定の取消し及び返還)

第15条 会長は、支援対象事業者が次に示す条件に該当した場合、既に交付した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反した場合

(2) 提出書類に虚偽があると認められた場合

(免責事項)

第16条 連盟は、当事業の履行において支援対象事業者と旅行会社等で発生した問題に対し、一切関与しない。

附 則

この要綱は、令和4年5月11日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年9月1日から施行する。